

令和8年度 紀北町住宅リフォーム補助金申請について

○申請受付期間

5月18日(月)～29日(金)

※先着順ではありません。

受付期間内に申請額が予算額を上回った場合は、6月11日(木)に抽選を行います。

○補助金額

工事費の2分の1 ※消費税額を除く

上限10万円(千円未満切り捨て)

○補助対象者

次の全てに該当する方

- 町内の自己所有の住宅に住所があり、居住している。
- 納期限が令和8年4月30日以前の町税を滞納していない。
- 過去にこの補助金の交付を受けていない。
- 対象となるリフォームについて、他の補助金等を受けていない。
- 補助を受けようとする方及び同一世帯の方が暴力団員でない。

○補助対象となる要件・工事

次の全てに該当すること

- 申請者ご自身が所有しており、現住所地である住宅のリフォーム工事である。
- 補助金の交付決定以降に着手する工事で、その工事費が10万円以上(消費税額を除く)である。
- 町内業者が施工し、令和9年3月20日までに完了する。
- 別表の対象工事に該当する。

【別表】

対象工事	1	床、壁及び天井の張替えや塗装等の内装工事
	2	建具、雨戸、網戸及び畳の取替え(張替え、表替え及び裏返しを含む)
	3	屋根、外壁、雨どい及びベランダの改修工事 (軒天井、破風板及び鼻隠しに係る工事を含む)
	4	キッチン、浴室、洗面室及びトイレの工事(設備、器具は対象外)
	5	給排水、電気及びガスの設備工事(設備本体は対象外)
	6	手すりの設置及び段差の解消(住宅内部に限る)
	7	部屋の間仕切りの変更工事及び廊下幅の拡張工事
	8	造り付け収納家具に係る工事
	9	その他本補助金の目的を達することができる町長が認めるもの

詳細については「紀北町住宅リフォーム補助金交付要綱」をお読みください